

第39期 定時株主総会 招集ご通知

2016年3月1日から2017年2月28日まで

株主総会参考書類 招集ご通知添付書類

- ●事業報告
- ●計算書類
- ●監査報告

開催情報

日時:2017年5月23日(火曜日)

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所:札幌市中央区南3条西12丁目

札幌プリンスホテル 国際館パミール 3階

イオン北海道株式会社

証券コード:7512

株主の皆さまへ

札幌市白石区本通21丁目南1番10号 イオン北海道株式会社

代表取締役社長 星 野 三 郎

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席の際は、本紙をご持参いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2017年5月22日(月曜日)午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2017年5月23日(火曜日)午前10時

2. 場 所 札幌市中央区南3条西12丁目

札幌プリンスホテル 国際館パミール 3階 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。また、受付は2階でございます。

3. 目的事項

報告事項 第39期(2016年3月1日から2017年2月28日まで)

事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件

以上

- ■株主総会招集ご通知添付書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.aeon-hokkaido.jp/corporation/ir/stock_05.html)に掲載しておりますので本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。
- ■株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容について、株主総会前日までに修正すべき事情が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使に関するお願い



当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を 会場受付にご提出くださ い。また、議事資料として本 紙をご持参ください。

В

書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に 賛否をご表示のうえ、2017 年5月22日(月曜日)午後6 時までに到着するようご返 送ください。

目 次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(添付書類) 事業報告	10
計算書類 貸借対照表 ········ 損益計算書 ····································	26
監査報告	
計算書類に係る会計監査報告	28
監査役会の監査報告	29

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもちまして取締役7名全員は任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1 星野 三郎



生年月日	1955年3月	月30日	所有する当社の普通株式数	23,700株
略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	2002年 2 月 2004年 2 月 2006年 9 月 2008年 8 月 2009年 9 月 2010年 4 月 2011年 2 月 2011年 4 月 2012年 3 月 2013年 3 月 2014年 3 月	同社京葉事業部長 イオンリテール株式会社京葉事 同社中部カンパニー支社長 同社執行役員 同社商品担当 同社常務執行役員 同社取締役 同社営業担当兼務 同社執行役員副社長 同社経営企画・開発担当 同社専務執行役員	- 1	
取締役候補者とした理由	いては、経営_ おります。また	代表取締役社長として、経営の 上重要な案件について十分な説明 た、企業理念の実践を通じて、持 ン実現の牽引者として適切な人材 であります。	を行い、取締役会の意思決定の 続的な企業価値の向上を図って	機能を高めて おります。
特別の利害関係	星野氏と当社の	との間には、特別の利害関係はあ	りません。	

2 竹垣 吉彦



生年月日	1958年3月	月12日	所有する当社の普通株式数	17,100株
	1980年 4 月	株式会社ダイエー入社		
	2000年12月	株式会社長崎屋入社		
	2008年 9 月	当社経営企画室長		
	2009年 3 月	当社執行役員経営企画室長		
	2010年 9 月	当社執行役員経営企画室長兼新	規事業部長	
m4 F7 14 44 45 14 77 - 41	2011年3月	当社執行役員経営企画室長兼新	規事業推進部長	
略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	2011年5月	当社取締役(現任)		
主女や水岻ぐがん		当社執行役員事業本部長兼新規	事業推進部長	
	2012年 9 月	当社執行役員営業本部長		
	2013年 9 月	当社執行役員総合企画本部長		
	2015年 3 月	当社執行役員管理本部長		
	2016年 3 月	当社執行役員管理本部長兼ダイ	バーシティ推進責任者	
	2016年 5 月	当社常務執行役員管理本部長兼	ダイバーシティ推進責任者(現	任)
	竹垣吉彦氏は、	営業部門、管理部門を歴任した	:豊富な経験から、経済状況や事	業環境の変化
取締犯を対さ しょ 田中	に迅速に対応す	するための業務を遂行するととも	に、コーポレート・ガバナンス	に精通した取
取締役候補者とした理由	締役としてその	の推進に寄与しております。これ	らのことから企業価値向上のた	めに適切な人
	材であり、引き	き続き取締役としての選任をお願	いするものであります 。	
特別の利害関係	竹垣氏と当社と	との間には、特別の利害関係はあ	りません。	

3 清水 信昭



生年月日	1953年2月	∃19日	所有する当社の普通株式数	3,700株	
	1979年 4 月	株式会社北海道ニチイ(現イオ	ン北海道株式会社)入社		
	1993年 2 月	当社恵庭店長			
	2008年 3 月	当社執行役員営業管理本部総務	部長		
略歴、地位、担当及び	2008年 9 月	当社執行役員営業管理本部長兼	総務部長		
重要な兼職の状況	2009年 3 月 当社執行役員管理本部総務部長				
	2009年 5 月 当社取締役 (現任)				
	2015年 3 月	当社執行役員管理本部副本部長	<u> </u>		
	2017年3月	当社執行役員経営監査室長兼経	営品質改善プロジェクトリーダ-	- (現任)	
	清水信昭氏は、店長や管理部門を歴任し、豊富な経験・知識を有しております。人事・総務				
取締犯を従来した理由	担当の管理本部副本部長を経て現在経営監査室長として、リスクマネジメント等の施策への				
取締役候補者とした理由	提言を通じて経営リスクへの対応力向上に貢献し、現在経営品質改善を推進しており、引き				
	続き取締役としての選任をお願いするものであります。				
特別の利害関係	清水氏と当社と	清水氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			

4 笠島 和滋



生年月日	1961年2月	月 8日	所有する当社の普通株式数	0株
	1984年 3 月	北陸ジャスコ株式会社(現イオ	ン株式会社)入社	
	2004年 6 月	同社日永店長		
	2010年 5 月	同社名岐事業部長		
	2012年 3 月	同社執行役員東近畿カンパニー	支社長	
略歴、地位、担当及び	2013年 3 月	同社執行役員南関東カンパニー	支社長	
重要な兼職の状況	2014年 3 月	14年3月 同社執行役員営業企画本部長		
	2015年 2 月	5年 2 月 当社商品本部副本部長		
	2015年 3 月	当社執行役員商品本部副本部長	兼コーディネーター部長	
	2016年 3 月	当社執行役員商品本部長兼コー	ディネーター部長(現任)	
	2016年 5 月	当社取締役 (現任)		
	笠島和滋氏は、	イオングループ企業の店長や事	業部長、カンパニー支社長を歴	任し、GMS
取締犯は出来した理由	事業に関する幅広い知識と見識を有しております。その豊富な経験を活かし、商品本部長と			
取締役候補者とした理由	して商品政策を推進しながら当社の事業改革に取り組んでおり、引き続き取締役としての選			
	任をお願いする	るものであります。		
特別の利害関係	笠島氏と当社と	との間には、特別の利害関係はあ	りません。	

5 中田 美知子

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

				1	
生年月日	1950年2月	月13日	所有する当社の普通株式数	0株	
	1972年 4 月	北海道放送株式会社入社			
	1974年 6 月	フリーアナウンサーとして活動	1		
	1988年 4 月	株式会社エフエム北海道入社			
	2007年 6 月	同社取締役放送本部長			
略歴、地位、担当及び	2011年6月	同社常務取締役			
重要な兼職の状況	2015年 5 月	学校法人浅井学園理事(現任)			
	2015年8月	札幌大学客員教授(現任)			
	2015年8月	株式会社北海道二十一世紀総合	研究所顧問(現任)		
	2016年 3 月	中道リース株式会社社外取締役	(現任)		
	2016年 5 月	当社社外取締役(現任)			
	中田美知子氏(は、長年にわたり北海道の放送業	界に関わり、その多様な経験と	専門的知識を	
社外取締役候補者と	活かし、地域密着を推進する当社の企業価値向上及び女性の活躍推進などに向けた、建設的				
した理由	な議論に大い	こ貢献していただいており、引き	続き社外取締役としての選任を	お願いするも	
	のであります。				
特別の利害関係	中田氏と当社の	との間には、特別の利害関係はあ	りません。		

	ひろ べ	まさゆき
6	廣部	眞行
V	月日	哭IJ

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者

1956年3月	3∃	所有する当社の普通株式数	0株
1982年 4 月	東京地方検察庁検事		
1983年 4 月	函館地方検察庁検事		
1985年 4 月	甲府地方検察庁検事		
1987年 4 月	東京地方検察庁検事		
1989年 4 月	札幌地方検察庁検事		
1992年 4 月	干葉地方検察庁検事		
1993年 4 月	弁護士登録 馬場正昭法律事務	所弁護士	
1994年 4 月	廣部眞行法律事務所弁護士		
2005年 9 月	廣部・八木法律事務所弁護士(現任)	
2016年 5 月	当社社外取締役 (現任)		
廣部眞行氏は、	過去に会社経営に直接関与され	た経験はありませんが、弁護士	としての豊富
な経験と専門知	🛮 識並びに高い法令遵守の精神を	有しておられることから、当社	の取締役会に
おいて、経営の	D健全性の確保及びガバナンスの	強化に向けた議論に大いに貢献	していただい
ており、引き網	売き社外取締役としての選任をお	願いするものであります。	
廣部氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。			
	1982年 4 月 1983年 4 月 1985年 4 月 1987年 4 月 1989年 4 月 1992年 4 月 1993年 4 月 2005年 9 月 2016年 5 月 廣部眞行氏は、 な経験と専門失 おいて、経営の ており、引き終	1983年 4 月 函館地方検察庁検事 1985年 4 月 甲府地方検察庁検事 1987年 4 月 東京地方検察庁検事 1989年 4 月 札幌地方検察庁検事 1992年 4 月 千葉地方検察庁検事 1993年 4 月 弁護士登録 馬場正昭法律事務 1994年 4 月 廣部眞行法律事務所弁護士 2005年 9 月 廣部・八木法律事務所弁護士 2016年 5 月 当社社外取締役(現任) 廣部眞行氏は、過去に会社経営に直接関与されな経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神をおいて、経営の健全性の確保及びガバナンスのており、引き続き社外取締役としての選任をお	1982年 4 月 東京地方検察庁検事 1983年 4 月 函館地方検察庁検事 1985年 4 月 甲府地方検察庁検事 1987年 4 月 東京地方検察庁検事 1989年 4 月 札幌地方検察庁検事 1992年 4 月 千葉地方検察庁検事 1993年 4 月 弁護士登録 馬場正昭法律事務所弁護士 1994年 4 月 廣部眞行法律事務所弁護士 2005年 9 月 廣部・八木法律事務所弁護士 2005年 9 月 廣部・八木法律事務所弁護士 2016年 5 月 当社社外取締役(現任) 廣部眞行氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、当社なおいて、経営の健全性の確保及びガバナンスの強化に向けた議論に大いに貢献ており、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

7 青柳 英樹



1961年3月16日		所有する当社の普通株式数	0株
1983年 4 月	信州ジャスコ株式会社(現イオ	· ・ン株式会社)入社	
2005年 3 月	同社佐野新都市店長		
2007年 4 月	同社マックスバリュ事業本部東	北事業部長	
2008年 9 月	同社東北カンパニー人事教育部	ß 長	
2010年 9 月	同社東北カンパニー人事教育部	退 表終務部長	
2011年3月 同社ストアオペレーション部長			
2013年 3 月 同社執行役員北陸信越カンパニー支社長			
2014年 3 月 同社執行役員店舗構造改革チームリーダー			
2015年 4 月	同社デジタル推進リーダー		
2017年 3 月	当社執行役員営業本部副本部長	(現任)	
青柳英樹氏は、	イオングループ企業の店長や事	業部長、カンパニー支社長を歴	任し、その他
にも店舗構造品	牧革やデジタル事業の推進など、	幅広い知識と見識を有しており	ます。その豊
富な経験を活力	かし、営業本部副本部長として営	営業政策を推進しながら当社の事	業改革に積極
的に取り組ん	でおり、適切な人材と判断し取約	締役としての選任をお願いする	ものでありま
す。			
青柳氏と当社る	との間には、特別の利害関係はあ		
	1983年 4 月 2005年 3 月 2007年 4 月 2008年 9 月 2010年 9 月 2011年 3 月 2013年 3 月 2015年 4 月 2017年 3 月 でも店舗構造にも店舗構造にな経験を活が的に取り組んです。	1983年 4 月 信州ジャスコ株式会社(現イオ 2005年 3 月 同社佐野新都市店長 2007年 4 月 同社マックスバリュ事業本部東 2008年 9 月 同社東北カンパニー人事教育部 2010年 9 月 同社東北カンパニー人事教育部 2011年 3 月 同社ストアオペレーション部長 2013年 3 月 同社執行役員北陸信越カンパニ 2014年 3 月 同社執行役員店舗構造改革チー 2015年 4 月 同社デジタル推進リーダー 2017年 3 月 当社執行役員営業本部副本部長 青柳英樹氏は、イオングループ企業の店長や事 にも店舗構造改革やデジタル事業の推進など、富な経験を活かし、営業本部副本部長として営的に取り組んでおり、適切な人材と判断し取っす。	1983年 4 月 信州ジャスコ株式会社 (現イオン株式会社) 入社 2005年 3 月 同社佐野新都市店長 2007年 4 月 同社マックスパリュ事業本部東北事業部長 2008年 9 月 同社東北カンパニー人事教育部長 2010年 9 月 同社東北カンパニー人事教育部長 2011年 3 月 同社ストアオペレーション部長 2013年 3 月 同社執行役員北陸信越カンパニー支社長 2014年 3 月 同社執行役員店舗構造改革チームリーダー 2015年 4 月 同社デジタル推進リーダー 2017年 3 月 当社執行役員営業本部副本部長 (現任) 青柳英樹氏は、イオングループ企業の店長や事業部長、カンパニー支社長を歴にも店舗構造改革やデジタル事業の推進など、幅広い知識と見識を有しており富な経験を活かし、営業本部副本部長として営業政策を推進しながら当社の事的に取り組んでおり、適切な人材と判断し取締役としての選任をお願いする。

- (注) 1. 当社は、中田美知子氏及び廣部眞行氏が選任された場合、当社と両氏との間で、会社法第427条第1項の 規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うに善意でかつ重大な過失がないときは、法令に 定める額を限度としております。
 - 2. 中田美知子氏及び廣部眞行氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
 - 3. 中田美知子氏及び廣部眞行氏は、現在当社の社外取締役(独立役員)であり、その就任期間は本総会の 終結の時をもって1年間です。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもちまして監査役佐方圭二氏は辞任いたします。

つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

いしづか ゆき お 石塚 幸男

新任

生年月日	1955年9月	月24日	所有する当社の普通株式数	0株
	1978年 3 月	ジャスコ株式会社(現イオン株	式会社)入社	
	1996年 3 月	同社東北事業本部人事部長		
	1999年 3 月	同社ISO推進プロジェクトリー	ダー	
	2000年 3 月	同社社長室環境・社会貢献部長	兼ISO推進プロジェクトリーダ-	-
	2001年3月	同社ビジネスプロセス改革プロ	ジェクトリーダー	
76	2004年 9 月	同社秘書室長		
略歴、地位及び 重要な兼職の状況	2008年 5 月	5月 同社グループ総務部長		
主文:5/1/4/6/7/////	2011年6月	2011年 6 月 公益財団法人イオン環境財団事務局長		
	2013年 3 月	イオン株式会社グループ人事最	高責任者	
	2014年 3 月	同社執行役		
	2014年 3 月	同社グループ人事最高責任者兼	グループ環境最高責任者	
	2015年 2 月	5年 2 月 イオンリテール株式会社取締役専務執行役員管理担当		
	2017年 3 月	同社専務執行役員人事総務本部	長(現任)	
	石塚幸男氏は、	イオングループ企業の多様な業	務経験を持ち、その幅広い見識	と専門的な知
監査役候補者と した理由	識をもとに、当社の経営全般に対する監督と有効な助言をいただけると判断し、監査役とし			
びた珪田	て選任をお願い	いするものであります。		
特別の利害関係	石塚氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。			

(注) 石塚幸男氏は、略歴のとおり、当社の特定関係事業者であるイオンリテール株式会社の 業務執行者であり、過去5年間において当社親会社であるイオン株式会社の業務執行者 でありました。

独立社外役員の独立性に関する基準

イオン北海道株式会社

- 1. 本人が、現在または過去3年間において以下に挙げる者に該当しないこと
 - ① 当社の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人(以下、業務執行者(注 1)という。)であり、または過去において業務執行者であった者
 - ② 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役であり、または過去において業務執行者であった者
 - ③ 当社の親会社の監査役であった者(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - ④ 当社の兄弟会社の業務執行者であり、または過去において業務執行者であった者
 - ⑤ 当社の主要株主(注2) またはその業務執行者もしくは当社が主要株主である会社の業務執行者であった者
 - ⑥ 当社の主要な借入先(注3)の業務執行者であった者
 - ⑦ 当社の主要な取引先(注4)の業務執行者であり、過去において業務執行者であった者
 - ⑧ 当社の会計監査人の代表社員、社員、パートナー、または従業員であった者(社外監査役を独立 役員として指定する場合に限る。)
 - ⑨ 当社から役員報酬以外に多額の金銭(注5)その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
 - ⑩ 当社から多額の寄付等(注6)を受ける組織の業務執行者(当該寄付等を受けている者が法人、 組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
 - ① 上記①~⑩に該当する者の配偶者、2親等以内の親族、同居の親族または生計を一にする者
 - ② その他、独立社外役員として当該人物の人格、識見等に照らし、当社の十分な独立性を有する者 を社外取締役候補者とすることができる。

(注)

- 1:「業務執行者」とは、執行役もしくは業務執行取締役または執行役員もしくは部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。
- 2: 「当社の主要株主」とは、総議決権数の10%以上を保有する者をいう。
- 3:「当社の主要な借入先」とは、当社の総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。
- 4:「当社の主要な取引先」とは、当社との取引の支払額または受取額が、当社または取引先の連結売上高の2%を占めている企業をいう。
- 5: 「多額の金銭」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該 団体の総収入の2%以上の額の金銭をいう。
- 6: 「多額の寄付等」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で1,000万円または当該団体の総収入の2%のいずれか大きい額を超える寄付等をいう。

2016年4月13日 制定

以上

(添付書類)

事 業 報 告

(2016年3月1日から2017年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1)当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における北海道の経済状況は、全体としては緩やかな回復基調となっておりますが、6月から8月の記録的な多雨や北海道観測史上初となる3度の台風上陸による土砂災害や河川の氾濫被害が現在もなお交通障害などの大きな爪痕を残すなど、気象面で道民生活への影響が大きかった事業年度でした。

このような経済状況のなか、当社は2014年度にスタートした中期3ヶ年経営計画の最終年度として、基本方針の「圧倒的な地域一番店・企業への挑戦」「新たな成長領域への挑戦」「信頼される企業経営への挑戦」「革新的な企業風土づくりへの挑戦」の4つの「挑戦」に取り組んでまいりました。

「圧倒的な地域一番店・企業への挑戦」では、北海道における小売事業の売上シェアNo.1を実現すべく、重点施策として、売場の活性化と専門店化、さらには2015年9月にダイエーより承継した店舗の利益改善に取り組んでまいりました。

活性化については過去最大となる17億84百万円 (修繕費等の経費を含む)を当事業年度において 投資いたしました。承継店舗の大型活性化としては、3月に札幌麻生店、6月に東札幌店、11月に は新さっぽろ店において実施し、地下鉄駅直結の都市型店舗のお客さまに合わせた、新たな売場作 りに取り組みました。

売場の専門店化については当事業年度において、「靴」で13店舗、「ヘルス&ビューティーケア」で10店舗、「フラワー&ガーデン」で9店舗の活性化を実施し、売上高は伸長いたしました。

ダイエーより承継した店舗についてはこれらの活性化効果・専門店化効果の寄与もあり、承継前の売上高を含めた承継事業の売上高前期比は105.0%となり、承継店舗の成長が業績の改善に大きく寄与いたしました。承継事業については承継時には2017年度での営業利益黒字化を見込んでおりましたが、1年前倒しの当事業年度での黒字化を実現することができました。

上記の結果、売上高は企業計で前期比108.3%となり、既存店ベースではほぼ前年実績を確保することができました。特に食品においては既存店売上高前期比102.3%と全体を牽引し、業績改善に寄与いたしました。

売上総利益率については前事業年度と比較し、企業計で0.5%改善し、衣料・食品・住居余暇の全ラインで改善いたしました。売場の専門店化を推進した利益率の高い部門の売上拡大と利益率改善等が全体の改善に寄与しました。

販売費及び一般管理費については、事業承継によるコスト増や社会保険適用拡大等による人件費の増加等により、企業計で前期比109.2%となりました。

「新たな成長領域への挑戦」では、函館地区においてネットスーパーをスタートいたしました。これにより、全道即日配送網(離島を除く)が完成し、併せて、お買い物ページのリニューアル、電子マネーWAON決済の導入等により、ネットスーパー事業の売上高前期比は125.8%と、堅調に成長を続けております。

「信頼される企業経営への挑戦」では、地域とのさらなる連携と相互振興を図るため、8月に苫小牧市のご当地WAON「とまチョップWAON」を新規発行いたしました。「とまチョップWAON」はご当地WAONを活用した行政主導のポイント事業としては全国で初めての試みとなります。さらに、2017年2月には札幌市のご当地WAON「SAPPORO※雪ミクWAON」を発売いたしました。この寄付金は札幌市の観光事業促進に活用されます。また、6月には企業統治に関する方針を明示した「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社のさらなる持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、全社でその励行に努めてまいりました。

「革新的な企業風土づくりへの挑戦」では、女性活躍推進に関する取り組みが優良な企業に対して与えられる、厚生労働大臣認定の「えるぼし」認定マーク(最高位の3段階目)を取得いたしました。

以上の取り組みの結果、当事業年度における経営成績は、売上高1,845億11百万円(前期比108.3%)、営業利益82億58百万円(前期比104.1%)、経常利益82億67百万円(前期比103.3%)、当期純利益41億83百万円(前期比100.0%)といずれも増益となりました。結果、当社が重視している指標である自己資本当期純利益率(ROE)については7期連続で10%以上を維持しており、安定した業績を収めることができております。

② 部門別売上高の状況

2016年度の部門別の売上高の状況は、以下のとおりであります。

衣料品部門に関しましては、「専門店化」としてMD改革に取り組んだ靴部門が既存店売上高前期比103.9%、特に活性化実施店舗においては売上高前期比106.2%と伸長いたしました。また、旭川西店、札幌苗穂店にて導入しました、お子さまの遊び場を大きく取り入れたキッズ共和国などの効果により、トイ・ホビー部門が既存店売上高前期比101.6%、ベビー部門が既存店売上高前期比101.5%と伸長いたしました。上期においては、低温や長雨、台風の影響もあり、衣料部門の既存店売上高前年同期比は96.8%と苦戦しましたが、下期は12月の大雪やその後の暖冬の影響による冬物販売の遅れなどの影響があったものの、ファイターズセールなどのプラス要因もあり、既存店売上高前年同期比は99.0%を確保し、通期実績としては売上高361億29百万円、売上高前期比104.3%、既存店売上高前期比97.9%となりました。

食品部門に関しましては、これまでも取り組みを強化してまいりました「即食」「個食」「健康」などのお客さまニーズへの対応を、承継店舗の活性化においてターミナル型店舗のお客さまに合わせてさらに進化させ、少量パックやカット野菜などの簡便商材の品揃え拡大、お惣菜量り売りバイキングの導入店舗拡大などを行ったサービスデリ部門が既存店売上高前期比101.7%と伸長いたしました。また、安心安全や健康志向に対応するオーガニック商品や機能性食品の品揃えの拡大に取り組んだ加工食品部門が既存店売上高前期比102.3%、産地、鮮度、消費の二極化に対応する豊富な品揃えに取り組んだ生鮮各部門が既存店売上高前期比で農産105.4%、水産102.8%、畜産103.9%と伸長いたしました。結果、お客さまの変化に対応しMD改革を進めた食品部門については売上高1,115億65百万円、売上高前期比112.1%、既存店売上高前期比102.3%の実績を確保することができました。

住居余暇部門に関しましては、「専門店化」により花を介した楽しいライフスタイルを提案したフラワー&ガーデン部門が既存店売上高前期比101.9%、特に活性化実施店舗においては売上高前期比105.9%と伸長いたしました。一方、携帯電話部門では、各キャリアの売上減をワイモバイルやイオンモバイルでカバーできず、既存店売上高前期比89.0%となりました。「専門店化」に取り組んだヘルス&ビューティーケア部門では、身体も心も健康でいたいという暮らしのヘルス&ウエルネス志向に対応するべく、MD改革に取り組みました。新たなコスメブランドの投入や、ナチュラル&オーガニックの拡大などにより、セルフビューティー部門が既存店売上高前期比111.8%、拡大するシニア市場への対応をしたヘルス部門が既存店売上高前期比104.7%と伸長し、ヘルス&ビューティーケア部門としては既存店売上高前期比102.4%となりました。結果、住居余暇部門の売上高は354億8百万円、売上高前期比103.8%、既存店売上高前期比96.9%となりました。

(2)設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は30億96百万円で、主に既存店の売場改装工事にかかるものであります。

(3)資金調達の状況

当事業年度の資金調達は、経常的な資金調達のみであり、特に記載すべき事項はございません。

(4)財産及び損益の状況

	区			分	2013年度 (第36期) (2013年3月1日から 2014年2月28日まで)	2014年度 (第37期) (2014年3月1日から 2015年2月28日まで)	2015年度 (第38期) (2015年3月1日から 2016年2月29日まで)	2016年度 (第39期) (2016年3月1日から 2017年2月28日まで)
営	業		収	益	172,639百万円	172,553百万円	188,179百万円	203,174百万円
経	常		利	益	8,257百万円	7,765百万円	8,002百万円	8,267百万円
当	期	純	利	益	5,036百万円	4,141百万円	4,183百万円	4,183百万円
1	株当た	り当	期 純	利益	48円47銭	39円85銭	39円95銭	39円65銭
総		資		産	86,790百万円	87,183百万円	103,885百万円	98,529百万円
純		資		産	27,130百万円	30,321百万円	34,144百万円	37,387百万円
1	株当た	: り糸	吨 資	産 額	260.46円	290.89円	322.67円	353.19円

- (注)1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く)に基づき算出しております。
 - 3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式を除く)に基づき算出しております。
 - 4. 第38期の営業収益の増加は、主に2015年9月1日に株式会社ダイエーの北海道総合小売事業を吸収分割により承継したことによります。
 - 5. 第39期の営業収益の増加は、主に2015年9月1日に承継した株式会社ダイエーの北海道総合小売事業が通期実績となったことによります。

営業収益

単位:百万円 200,000 172,639 172,553 188,179 203,174 150,000 100,000 2013年度 2014年度 2015年度 2016年度 2018年度 2

経常利益

単位:百万円



当期純利益



総資産/純資産



(5)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は、イオン株式会社であり、同社は、当社の議決権比率81.4%(うち間接保有0.4%)を保有しております。

②親会社との間の取引に関する事項

親会社は、純粋持株会社であり、当社と店舗の運営指導等の取引があります。同社との取引においては、一般取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定することに留意しております。また、事業運営については、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

③子会社の状況

該当事項はございません。

(6)対処すべき課題

当社は、中長期的な経営戦略を推進するために、特に当社が取り組むべき以下の「4つのNo. 1の実現」について具体的施策を実施してまいります。

①顧客ロイヤリティ北海道No.1企業の実現

当社に対するお客さまが期待する価値を実現するべく、地域に合わせた店舗網を構築し、売上シェアとともに、マインドシェアでも北海道No.1を実現してまいります。札幌都市圏においては、地下鉄やJR駅に隣接したターミナル型店舗、郊外型の大型ショッピングセンター、小型スーパーマーケット「まいばすけっと」、全道をくまなく網羅するネットスーパーに加え、グループ会社のマックスバリュ北海道の食品スーパーによるマルチフォーマット化をすすめてまいります。また、全道各店舗においても地域密着の店づくりを更にすすめ、店舗活性化とMD改革にスピードを持って取り組み、これまで以上のお買い物の楽しさ、便利さを提供し、各エリアでのシェアNo.1を目指してまいります。併せて、変化する時代に対応する新しい都市型GMSの店舗フォーマットの開発もすすめてまいります。また、全世代に広がる「暮らしのヘルス&ウエルネス志向」に対応する先進企業をめざし、商品やサービスの拡充を図ってまいります。

②収益性と安定性で北海道No.1企業の実現

持続的な成長と、継続的な価値向上で、ROE10%以上を確保してまいります。事業構造・収益構造改革をすすめ、安定的に利益を創出する経営基盤を確立するとともに、CF経営に努め、投資コントロールによる収益性と財務の健全性の両立を実現してまいります。事業構造改革として、まいばすけっと事業、ネットスーパー事業の利益改善、収益構造改革では販促経費の効率アップに取り組み、また、豊富な営業CFを活用し、店舗活性化投資、不動産の買い取り、将来に向けた省エネ投資など、営業CF内での積極的な設備投資を行ってまいります。

③地域活性化企業北海道No.1 の実現

さらなる地域連携で地域にとってのNo.1企業を目指してまいります。自治体、企業との信頼 関係を強化し、連携して地域貢献活動に取り組んでまいります。ご当地WAONは、お客さま参 加の地域貢献ツールとして、その機能の拡大や加盟店拡大によるお客さまの利便性向上を図ると ともに、地域共通ポイントを付与することで、地域商店街との相互送客や、地域行政との連携強 化を図ってまいります。地域活性化活動としては、道産デーやインバウンド対応を通じて、地産 地消から地産外消まで、広く北海道ブランドの活性化を図ってまいります。

④働き続けたい企業北海道No.1の実現

人を育て人を活かす人事戦略をすすめ、北海道の企業でNo.1の人事品質を確保してまいります。採用では、ツールの刷新、エントリー制度の見直し、体験型インターンシップの導入をすすめ、教育・配置では教育主任の全店配置、主任担当者への教育と専門店化教育を強化いたします。制度面では、人事制度改革PTをスタートし、従業員の声を活かした、より透明性、納得性の高い人事制度の導入をすすめ、働き続けたい環境を整備するとともに、将来の労働力不足への対応をすすめてまいります。

(7)主要な事業内容(2017年2月28日現在)

- ①肌着・婦人衣料・子供衣料・紳士衣料・服飾雑貨等の衣料品全般、生鮮食品・加工食品等の食料品、家庭用品・日用雑貨、玩具、靴、家具製品、装飾品雑貨等の販売
- ②テナントの管理・運営

(8)主要な営業所 (2017年2月28日現在)

①本店 札幌市白石区本通21丁目南1番10号

②イオン、SuC(北海道内40店舗)

(A) 1 4 2 1 3			
所在地	店舗名	所在地	店舗名
	イオンモール札幌苗穂	小樽市	イオン小樽店
	イオンモール札幌発寒	北見市	イオン北見店
	イオンモール札幌平岡	紋別市	イオン紋別店
	イオン札幌桑園SC イオン札幌元町SC	伊達市	イオン伊達店
11 18 1	イオン札幌西岡SC	根室市	イオン根室店
札幌市 (13店舗)	イオン札幌藻岩店	室蘭市	イオン室蘭店
(13)口叫)	イオン札幌琴似店 イオン新さっぽろ店 イオン札幌麻生店 イオン東札幌店 イオン札幌栄町店 SuC手稲山口店	登別市	イオン登別店
		岩見沢市	イオン岩見沢店
		釧路市	イオンモール釧路昭和
		苫小牧市	イオンモール苫小牧
		三笠市	SuC三笠店
	イオンモール旭川西	名寄市	イオン名寄SC
旭川市、	イオン旭川春光店	滝川市	イオン滝川店
(4店舗)	イオン旭川永山店	函館市	イオン湯川店
	イオン旭川駅前店	北斗市	イオン上磯店
石狩市	SuC石狩緑苑台店	厚岸町	イオン厚岸店
江別市	イオン江別店	新ひだか町	イオン静内店
千歳市	イオン千歳店	余市町	イオン余市店
帯広市	イオン帯広店	釧路町	イオン釧路店

③小型店(北海道内 まいばすけっと35店舗、イオンバイク1店舗)

	MYB南1条西10丁目店	MYB南4条東4丁目店	MYB南5条西10丁目店
	MYB南8条西4丁目店	MYB南17条西12丁目店	MYB北1条東1丁目店
	MYB北5条西22丁目店	MYB北2条東7丁目店	MYB北5条西10丁目店
	MYB北19条西4丁目店	MYB北11条東8丁目店	MYB北14条東15丁目店
	MYB北23条西3丁目店	MYB北21条西4丁目店	MYB北22条東15丁目店
札幌市	MYB北30条西5丁目店	MYB北23条西5丁目店	MYB北25条東16丁目店
(36店舗)	MYB二十四軒3条4丁目店	MYB宮の森2条店	MYB二十四軒1条5丁目店
	MYB旭町3丁目店	MYB八軒3条東4丁目店	MYB新琴似6条1丁目店
	MYB南郷通7丁目北店	MYB月寒中央通4丁目店	MYB北14条東14丁目店
	MYB八軒1条西1丁目店	MYB厚別中央2条4丁目店	MYB南7条西15丁目店
	MYB北23条東1丁目店	MYB月寒東5条16丁目店	MYB北7条西17丁目店
	MYB南9条西17丁目店	MYB北6条東5丁目店	AB札幌平岡店

- (注)1. SC:ショッピングセンター、SuC:イオンスーパーセンター、MYB:まいばすけっと 11.30.9ョッピングセンター、Suc. イオンスーパーセンター、MIB.まいれんB: イオンバイク 2. イオンカテプリ新さっぽろ店は、2016年4月30日をもって閉店いたしました。 3. まいばすけっとは、小型スーパーであります。 当事業年度は、3店舗をオープンし、2店舗を閉店いたしました。 4. イオンバイクは、サイクル専門店であります。

5. 事業年度終了後に、以下の店舗をオープンしております。 MYB北11条西4丁目店

2017年3月10日 2017年4月7日 MYB北18条東1丁目店

(9)使用人の状況 (2017年2月28日現在)

X	分	使	用	人	数 名	前	期	末	比	増	減 名	平	均	年	齢歳	平	均	勤	続	年	数年
男	性			1,01	14					\triangle (6			45	.9]	15.	9
女	性			32						\triangle	3			37	.5]	12.0	0
計または	平均			1,34	13					\triangle	9			43	.8]	4.	9

- (注) 1. 使用人数には、当社への出向社員83名を含んでおりますが、他社への出向社員23名を含んでおりません。 2. 使用人数には、最近 1 年間の平均臨時従業員数 6,798名(パートタイマーは、1 人当たり 1 ヶ月160時間換算)を 含んでおりません。

(10)主要な借入先の状況(2017年2月28日現在)

借	入	先	借	入	金	残	高
株式会社北洋銀行						4,510	百万円
三井住友信託銀行材	k式会社					3,500	百万円
株式会社みずほ銀行	Ī					2,435	百万円
北海道信用農業協同	利組合連合会					2,430	百万円
株式会社日本政策技	设 資銀行					2,235	百万円

2. 株式に関する事項(2017年2月28日現在)

- ・株式の状況
 - ①発行可能株式総数

普通株式 132,000,000株

②発行済株式の総数

普通株式 106,211,086株(自己株式 698,228株を含む)

③単元株式数 100株

4)株主数

普通株式 42,117名

⑤上位10名の株主

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
イオン株式会社				85,463,0	70株			81.	.0%
加藤産業株式会社				1,200,0	00株			1.	.1%
イオン北海道従業員	員持株会			985,5	92株			0.	.9%
株式会社北洋銀行				559,4	00株			0.	.5%
総合商研株式会社				421,8	00株			0.	.4%
イオンリテール株式	代会社			404,7	20株			0.	.4%
北海道コカ・コーラ	ラボトリング株式会社			380,0	00株			0.	.4%
東洋水産株式会社				319,5	00株			0.	.3%
モリリン株式会社				300,0	00株			0.	.3%
メリルリンチ日本記	E券株式会社			291,9	00株			0.	.3%

(注)持株比率の算定は、自己株式 698,228株を除外して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1)当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(2017年2月28日現 在)

111/						
名称 (発行日)	区分	新株予約 権の数	新株予約権の目的とな る株式の種類及び数	行使可能期間	権利行使に際して 出資される財産の 価 額	保有する 者の人数
第3回(2009年度) 新株予約権 (2010年4月30日)	取締役 (社外取締役を除く)	75個	普通株式 7,500株	自 2010年5月31日 至 2025年5月30日	新株予約権1株 当たり1円	1名
第4回(2010年度) 新株予約権 (2011年4月30日)	取締役 (社外取締役を除く)	150個	普通株式 15,000株	自 2011年5月31日 至 2026年5月30日	新株予約権1株 当たり1円	2名
第5回(2011年度) 新株予約権 (2012年4月30日)	取締役 (社外取締役を除く)	120個	普通株式 12,000株	自 2012年5月31日 至 2027年5月30日	新株予約権1株 当たり1円	2名
第6回(2012年度) 新株予約権 (2013年4月30日)	取締役 (社外取締役を除く)	150個	普通株式 15,000株	自 2013年5月31日 至 2028年5月30日	新株予約権1株 当たり1円	2名
第7回(2013年度) 新株予約権 (2014年4月30日)	取締役 (社外取締役を除く)	225個	普通株式 22,500株	自 2014年5月31日 至 2029年5月30日	新株予約権1株 当たり1円	3名
第8回 (2014年度) 新株予約権 (2015年4月30日)	取締役 (社外取締役を除く)	225個	普通株式 22,500株	自 2015年5月31日 至 2030年5月30日	新株予約権1株 当たり1円	3名
第9回(2015年度) 新株予約権 (2016年4月30日)	取締役 (社外取締役を除く)	442個	普通株式 44,200株	自 2016年5月31日 至 2031年5月30日	新株予約権1株 当たり1円	4名

(注)新株予約権の割り当てを受けた者が新株予約権の行使をする条件は、当社の取締役または監査役の地位にあることであります。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとします。

(2)当事業年度中に職務の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1)取締役及び監査役の状況 (2017年2月28日現在)

会	社にお	3け,	る地位	Ī.		氏	名		担当及び重要な兼職の状況等			
代	表取	締 征	设 社	長	星	野	三	郎				
取		締		役	竹	垣	吉	彦	常務執行役員管理本部長兼ダイバーシティ推進責任者			
取	取 締 役		役	橋 本		優		常務執行役員営業本部長				
取		締		役	清	水	信	昭	執行役員管理本部副本部長			
取		締		役	笠	島	和	滋	執行役員商品本部長兼コーディネーター部長			
									学校法人浅井学園理事			
取		締	役	中	Ħ	主 4	日子	札幌大学客員教授				
AX		巾		1又	4	Щ	天人	н 1	株式会社北海道二十一世紀総合研究所顧問			
									中道リース株式会社社外取締役			
取		締		役	廣	部	眞	行	廣部・八木法律事務所弁護士			
常	勤	監	査	役	福	元	英	介				
監		杳		役	吉	岡	征	雄	彩北法律事務所代表			
lim		且.		1又		lπi	1115	丛出	マックスバリュ北海道株式会社社外監査役			
監		査		役	福	岡	眞	人	マックスバリュ北海道株式会社監査役 (常勤)			
監		查		役	佐	方	圭	=	イオンリテール株式会社関連企業部長			

- (注)1. 中田美知子氏及び廣部眞行氏は、社外取締役であります。
 - 2. 吉岡征雄氏及び福岡眞人氏は、社外監査役であります。
 - 3. 当社は、取締役中田美知子氏及び廣部眞行氏並びに監査役吉岡征雄氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 取締役清水信昭氏は、2017年3月1日付にて、経営監査室長兼経営品質改善プロジェクトリーダーに異動をしております。
 - 5. 監査役佐方圭二氏は、2017年3月18日付にて、イオン琉球株式会社代表取締役社長に異動をしております。
 - 6. 監査役宮崎浩氏は、2016年5月24日をもって監査役を辞任いたしました。

(2)責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役中田美知子氏及び廣部眞行氏並びに社外監査役吉岡征雄氏は、会社法第427条第 1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うに善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度としております。

(3)取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8 名	125 百万円
(うち社外取締役)	(2) 名	(5) 百万円
監 査 役	3 名	19 百万円
(うち社外監査役)	(2) 名	(6) 百万円
合計	11 名	144 百万円

- (注)1. 支給額には、当事業年度中に役員業績報酬引当金として費用処理した46百万円を含んでおります。
 - 2. 当事業年度末現在の取締役は7名、監査役4名、合計11名であります。支給人員と相違しているのは、取締役1名 が退任し、無報酬の監査役1名が在任しているためであります。

- 3. 取締役の報酬限度額は、2007年5月30日開催の第29回定時株主総会において、年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
- 4. 監査役の報酬限度額は、2001年5月24日開催の第23回定時株主総会において、年額 30百万円以内と決議いただいております。
- 5. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。
- 6. 社外役員が、当社の親会社または当該親会社の子会社(当社を除く)から受けている役員報酬等の総額は14百万円であります。

(4)社外役員に関する事項

- ①重要な兼職先と当社との関係
 - ・取締役中田美知子氏は、学校法人浅井学園理事、札幌大学客員教授、株式会社北海道二十一世紀 総合研究所顧問及び中道リース株式会社社外取締役を兼務しております。当社と各兼務先との 間に特別の関係はありません。
 - ・取締役廣部眞行氏は、廣部・八木法律事務所を開設しております。当社と廣部・八木法律事務所 との間に特別な関係はありません。
 - ・監査役吉岡征雄氏は、彩北法律事務所を開設しており、またマックスバリュ北海道株式会社の社外監査役を兼務しております。マックスバリュ北海道株式会社は、イオン株式会社の子会社であり、建物の賃貸借等の取引があります。
 - ・監査役福岡眞人氏は、マックスバリュ北海道株式会社の監査役を兼務しております。マックスバリュ北海道株式会社は、イオン株式会社の子会社であり、建物の賃貸借等の取引があります。

②当事業年度における主な活動状況

・社外役員の当事業年度における主な活動状況及び取締役会、監査役会における発言状況

	氏	名		会社	上役員の地	也位	主な活動内容
中	田	美知子		取	締	役	2016年5月24日就任後に開催された取締役会10回のすべてに出席し、多様な経験と豊富な専門知識に基づき、働く女性の視点を活かし取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するため、積極的に発言を行っております。
廣	部	眞	行	取	締	役	2016年5月24日就任後に開催された取締役会10回のすべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と高い法令遵守の精神にもとづき議案審議等に適切かつ必要な助言、提言を行っております。
吉	岡	征	雄	監	査	役	当期開催の取締役会と監査役会各12回のすべてに出席し、弁護士としての豊富な経験からコンプライアンスの視点に基づき議案審議等に適切かつ必要な助言、提言を行っております。
福	岡	眞	人	監	査	役	当期開催の取締役会12回のうち10回に出席し、また監査役会12回のうち11回に出席し、専門的立場から取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性の確保並びに監査機能の充実のための助言、提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1)名称

有限責任監査法人トーマツ

(2)当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

38百万円

(3)当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

38百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監 査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記(2)の金額にはこれらの 合計額を記載しております。

(4)監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画にかかる監査時間・要員計 画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭で あることから、合理的なものであると判断いたしました。

(5)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるとき、また、 監査役会で実施する会計監査人の評価が著しく相当性を欠き、適正に職務を遂行することが困難と 認められるときは、会社法に基づき会計監査人を解任または不再任とする方針であります。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針に関して下記のとおり取締役会で決議しております。(最 終改定 2017年4月12日)

- ①当該株式会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制
 - イ、職務の執行にあたっては、2003年4月に制定されたグループ共有の行動規範である「イオン 行動規範 | を行動の基本とし、法令あるいは定款の違反を未然に防止する。
 - ロ. 「コンプライアンス委員会」を設置し、代表取締役を委員長としてコンプライアンス経営の 監視、統制を確保する。
 - ハ、取締役及び使用人が他の取締役などの法令及び定款の違反行為を発見した場合は、ただちに 監査役会及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
 - 二、当社はグループ全従業員を対象としたイオン株式会社の内部通報制度に参加しており、法令 遵守の観点から、これに反する行為などを早期に発見し是正するため、当社に関連する事項 は当社の管理担当役員に報告される。
- ②当該株式会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役会並びに経営執行会議の決定に関する記録については、取締役会規則などに則り、作 成、保存及び管理を行う。
 - ロ.職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)その他の情報につき、これに関する資料と共に 該当する文書管理規程に基づいて、適切に保存し管理する。
 - ハ、個人情報保護については、グループ規程及び個人情報管理諸規程に基づき対応し管理する。
- ③当該株式会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - イ. 各部門の所管する以下のリスクについて、人命の安全と事業の継続を確保するための環境と 体制を整備する。

- (i)地震、洪水、火災、事故などの災害により重大な損失を被るリスク。
- (ii)取締役及び使用人の不適切な業務の執行により販売活動に重大な支障を生じるリスク。
- (iii)その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク。
- ロ. 当社は災害、環境、コンプライアンス等に係る経営リスクについては、コンプライアンス委員会及び担当部署において規則・業務手順書の制定・マニュアルの作成・配布及び研修などを実施することにより全従業員に徹底する。
- ハ. 全社的なリスクは総務部が統括し、各部署が所管するリスクは各部署の長が、リスク管理の 状況を把握し取締役会及びコンプライアンス委員会などにおいて定期的に報告し、分析、対 策を実施する。
- 二. 社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、 反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それらの勢力から不当要求事実など の発生時には、警察当局・弁護士などとの緊密な連携により、組織全体として毅然とした態 度で法的手段を含め以下のように対応する。
 - (i)不法不当な要求行為に対しては断固としてこれを拒否する。
 - (ii)株主権の行使に関し、財産上の利益を供与しない。
 - (iii)法令と企業倫理を守り、社会的責任を全うする。
- ④当該株式会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行なわれていることを確保するための体制
 - イ. 当社は業務の有効性と効率性を図る観点から、経営に係る重要事項については、会社規程に 従い、各部門の会議、予算会議、開発会議、及び経営執行会議の審議を経て取締役会におい て決定する。
 - ロ. 取締役会及び経営執行会議での決定に基づく業務執行は、代表取締役のもと、取締役及び使用人が迅速に遂行し、あわせて内部牽制機能の確立を図るため組織規程を定め、それぞれの職務権限や職務責任を明確にし、適切な業務執行と能率の向上を図る。
 - ハ. 会社方針に基づいて現場である店舗が適正に運営されているか、内部監査部門が定期的に監査し取締役及び使用人並びに各部署の長に報告する。必要がある場合は、担当する取締役及び使用人並びに各部署の長は是正処理を講ずる。
- ⑤次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業 務の適正を確保するための体制
 - イ. 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を 行うべき者その他これらの者に担当する者(ハ及びニにおいて「取締役等」という。)の職 務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制。
 - ロ. 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制。
 - ハ. 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制。
 - 二. 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを 確保するための体制。
 - (i)イオングループ各社の関係部門が定期的に担当者会議を開催し、法改正の動向並びに対応 の検討及び業務効率化に資する対処事例の水平展開などを進めている。ただし、独立性の 観点から具体的対応の決定については、各社の事情に応じて各社が自主決定するものとし ている。
 - (ii)当社としては、親会社の内部監査部門の定期的監査を受け入れ、コンプライアンス遵守状況などに係る報告などを適宜受け取り、コンプライアンス体制を強化する体制をとっている。

- (iii)親会社及び子会社、関係会社との賃貸借契約やプライベート商品の売買取引などの利益相 反取引については、一般取引条件と同様に交渉の上決定している。
- ⑥当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - イ. 監査役がその業務を補助すべき使用人を必要とする時は、業務内容、期間などを決めて、適切な使用人を確保するように取締役または取締役会に対して要請するものとする。
 - ロ. 監査役の補助業務にあたる者は、その間は業務執行者から独立し監査役の指示に従い職務を 行なうものとする。
- ⑦前号の使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項 監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、その使用人の独立性を確保するため、監 査役は補助使用人の権限、属する組織、指揮命令権、人事異動及び人事評価などに対する監査役 の事前の同意権を明確にするものとする。
- ⑧当該監査役設置会社の監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものと する。
- ⑨次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
 - イ. 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制。
 - ロ. 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、 法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれら の者から報告を受けたものが当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
 - (i)取締役及び使用人は以下に定める事項について発見次第速やかに監査役に対し報告する。
 - a. 当社の業務、財務に重大な影響及び損害を及ぼすおそれがある事実。
 - b. 当社の取締役及び使用人が法令または定款に違反する行為で重大なもの。
 - c. 内部通報制度にもたらされた通報の内容。
 - d. 会社の信用を大きく低下させたもの、またはそのおそれのあるもの。
 - (ii)経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況などは、取締役会などで定期的に報告する体制をとっている。
- ⑩前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - イ. 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に 報告する。
 - ロ. 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査 役への通報を希望する場合は速やかに監査役へ通知する。
- ⑪当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の 当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該 監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用 または債務を処理する。

- ⑩その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
 - イ. 監査役は、代表取締役及び取締役、並びに監査法人と、会社の課題、リスク、監査環境の整備、監査上の重要課題について、それぞれ定期的に意見の交換を行なうものとする。
 - ロ. 前項に係らず、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
 - ハ. 監査役は内部監査部門などと連携体制が実効的に構築され、かつ運用されるよう取締役また は取締役会に対して体制の整備を要請するものとする。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりであります。

- ①コンプライアンスに関する取組み
 - イ.グループ共有の行動規範である「イオン行動規範」に関する幹部社員向け研修及び一般社員向け研修を実施し、「イオン行動規範」の浸透を図りました。
 - ロ. 代表取締役を委員長とした「コンプライアンス委員会」を年間6回開催し、「勤怠管理」、「内部通報制度案件」、「お客さまお申し出対応」、「店舗業務監査結果」、「リスクアセスメントに基づく取組み」などの報告・討議を行いました。また取締役会において「CSR関係報告」を年間7回実施することでコンプライアンス経営の監視・強化に努めました。
- ②情報の保存及び管理に関する取組み
 - イ. 株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等は、法令の定めに則り適切に保存しています。
 - ロ. 経営執行会議議事録、決裁伺い書等の業務執行に係る重要書類は、文書管理規程の保存期間 に則り適切に保存しています。
- ③リスク管理に対する取組み
 - イ. 地震、洪水、火災等に備え、地震防災規程及び防犯規程に則り、グループ会社と連携して総合地震防災訓練等を実施しました。
 - ロ. 想定されるリスク項目を影響額、発生頻度により評価した「想定されるリスクのリスト」に基づき取組み項目を設定し、重点管理しています。
 - ハ. 店舗業務で発生しうるリスク項目を対象に、店舗の自主点検及び経営監査室による定例監査 にて、管理レベルを評価するとともに、イオングループ間との連携・情報共有を行い不備項 目の改善を実施しています。
- ④職務の適正性と効率性に関する取組み
 - イ. 取締役会を年間12回開催し、法定決議事項、経営方針、予算の策定等の重要事項を決定する とともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督しました。
 - ロ. 通常の業務執行に関しては、経営執行会議を年間12回開催し審議するとともに、3本部体制 によるコンパクトな組織と責任体制のもと、迅速な意思決定と業務執行を行いました。
- ⑤監査役の職務の執行について
 - イ. 監査役会を年間12回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執 行状況、法令、定款等の遵守状況について監査しました。
 - ロ. 監査役は必要に応じて、会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の 重要事項についての意見交換を実施しました。
 - ハ. 監査役は、内部監査部門から定期的に監査状況の報告を受けるとともに、業務上の保管帳票 の査閲、取締役や従業員から聴取を行うことにより、業務の執行状況を直接的に確認しまし た。

二. 監査役は、イオングループの監査役協議会に都度出席し、グループにおける経営上の諸問題、 国内の経営環境、監査上の留意点等について討議しました。

⑥内部監査の実施状況について

経営監査室は、監査計画に基づき、以下の監査及び評価を実施し、取締役会、監査役会、コンプライアンス委員会等に報告を行いました。

- (i)店舗業務監査
- (ii)フォロー監査
- (iii)まいばすけっと店舗監査
- (iv) 承継店舗部分監査
- (v)財務報告に係る内部統制評価

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、親会社であるイオン株式会社、及びその子会社が所有する議決権の所有割合が50%を超えていることから、現時点では当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針は、定めをしておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業基盤強化のための内部留保にも留意しながら、1株当たりの株式価値を高め、株主の皆さまへの継続的な安定した利益還元を経営の重要な基本方針としております。

内部留保につきましては、将来の事業発展に必要不可欠な成長投資として活用し、中長期的な成長による企業価値向上を通じて、株主の皆さまのご期待にお応えしてまいります。

当事業年度におきましては、2017年4月12日開催の取締役会決議により、1株当たり10円の普通配当とさせていただくことといたしました。

なお、配当金の支払開始日(効力発生日)は2017年5月2日(火曜日)とさせていただきます。

貸借対照表 (2017年2月28日現在)

(単位:百万円未満切捨)

	資 産	の	部	負	債の	部
			金額	 科	目	金額
流	 動 資	 産	25,465	流動	 負 債	40,963
現	金及び		3,395	並	手形	814
受		手 形	0,575	電子記		1,865
売	掛	金	602	買		15,449
商	111	品	14,742	短期	借入金	5,500
貯	盐	品	177	長期借入金(4,912
前	蔵 渡	金	34	リー	ス債務	86
			569	未	払金	3,350
前	** .			未 払 消		786
繰	延 税 金	資 産	570	未 払	費用	1,490
未		入 金	4,983	未 払 法		971
差	入 保	証 金	370	前	受 金	235
そ	の他の流	動資産	29	預	り金	3,576
_貸	倒引	当 金	△10	賞与	引 当 金	535
固	定資	産	73,064	役員業績	報酬引当金	46
有	形 固 定	資 産	59,094		系 支 払 手 形	1,293
建		物	31,205	その他(の流動負債	48
構	築	物	983	固 定	負 債	20,177
器	具	備 品	4,042	長 期	借 入 金	9,637
土		地	22,746	リー	ス債務	112
リ	ー ス	資 産	103	資 産 除		1,152
建	設 仮	勘定	13	長 期 預	り 保 証 金	9,260
無	形 固定	資 産	1,581	長 期	未 払 金	13
借	地	権	1,190		の固定負債	0
借	家	権	110	負債の	部合計	61,141
施	設 利	用 権	26	純		か 部
リソ	フトウ	エア	69	株主	資 本	37,244
そ	の他の無形	固定資産	184		本 金 剰 余 金	6,100
投	資その他の) 資 産	12,387	資 本 資 本	剰 余 金 準 備 金	14,176 14,176
投	資 有 価	証 券	473		製 余金	17,367
出	資	金	0		利益剰余金	17,367
長	期 貸	付 金	8	特別償	却積立金	5
長	期 前 払	費用	20	固定資産		171
前	払 年 金	費 用	294	操越利	益剰余金	17,190
繰	延 税 金	資 産	2,070	自己	無	△ 400
長	/- /	債 権	6,584	_	算差額等	21
長		保証金	9,183		异 左 颇 守 :券評価差額金	21
そ	の他の	投資	197	新株 予		121
貸	倒 引	当金	△6,444	純資産	の部合計	37,387
資	産の部	合 計	98,529	負債・純貨		98,529

損益計算書

2016年3月1日から 2017年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

	科							目		金	額
売				上			高	ā			184,511
売			上		原		個	6			133,818
	売		上	ź	総	利.	J	益			50,692
賃		貸		料		収	ス			16,240	
そ	の	化	<u>t</u> 0)営	7 3	美 収	ス ブ			2,422	18,663
	営		業	i	総	利	J	益			69,355
販	売	費	及で	ゾー	般	管	理費	}			61,096
	営		3	業		利		益			8,258
営		業		外		収	益				
	受	取	利	息	及	び	配	当	金	25	
	そ	0)	他	の	営	業	外	収	益	326	351
営		業		外		費	月	1			
	支			払		利			息	274	
	そ	の	他	の	営	業	外	費	用	67	342
	経			常		利		益			8,267
特			別		損		#	₹			
	減			損		損			失	1,114	
	固	定		資	産	除		却	損	27	
	そ	の	他				別	損	失	87	1,229
	税	引	前	当	期	純	利	益			7,038
	人利	说 、		民 税	及		業科			1,540	
法	人	\	税	等	調	整	額	Į		1,314	2,855
	当		期	- 1	純	利	<u> </u>	益			4,183

株主資本等変動計算書

(2016年 3 月 1 日から) 2017年 2 月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

				株主資本			
		資本剰	常金		利益類	制余金	
				その)他利益剰	余金	
	資本金	資本 準備金	資本剰余 金合計	特別償却積立金	固定資産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計
当期首残高	6,100	14,176	14,176	8	173	14,060	14,243
事業年度中の変動額							
特別償却積立金の取崩			-	△3		3	-
固定資産圧縮積立金の取崩			-		△2	2	-
剰余金の配当			_			△1,054	△1,054
当期純利益			_			4,183	4,183
自己株式の処分			-			△4	△4
株主資本以外の項目の事業							
年度中の変動額(純額)			-				-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△3	△2	3,129	3,124
当期末残高	6,100	14,176	14,176	5	171	17,190	17,367

	株主	資本	評価・換	算差額等		
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株 予約権	純資産 合計
当期首残高	△411	34,108	△68	△68	105	34,144
事業年度中の変動額						
特別償却積立金の取崩		-		-		-
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-		-
剰余金の配当		△1,054		-		△1,054
当期純利益		4,183		-		4,183
自己株式の処分	11	6		-		6
株主資本以外の項目の事業						
年度中の変動額(純額)		-	90	90	16	107
事業年度中の変動額合計	11	3,135	90	90	16	3,242
当期末残高	△400	37,244	21	21	121	37,387

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年4月10日

イオン北海道株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 青 柳 淳 一 印

指定有限責任社員 公認会計士 香 川 順 印業務執行社員 公認会計士 香 川

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオン北海道株式会社の2016年3月1日から2017年2月28日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2016年3月1日から2017年2月28日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1、監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び 第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内 部統制システム)について、監査役会で定めた内部統制システムに係る監査役監査基準に準拠し、取締 役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、 意見を表明致しました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

- 2、監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システム に関する取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないよう留意した事項及びその取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年4月11日

イオン北海道株式会社 監査役会

常勤監査役 福 元 英 介 (A) 社外監查役 出 征 雄 (FI) 社外監查役 出 (FI) 福 眞 人 (F) 監査役 方 圭

以上

メ	モ	

株主総会会場のご案内

会 場 札幌プリンスホテル 「国際館パミール 3階」 札幌市中央区南3条西12丁目

交 通 地下鉄東西線「西11丁目駅」2番出口より徒歩3分 2番出口より地上へ出て右(南方面)へ進むと札幌プリンスホテルタワーがございます。

その西側奥が「国際館パミール」となります。ダワーとお間違いのないようご注意下さい。

(お願い) 無料の駐車場のご用意はございませんので、公共交通 機関のご利用をお願い申し上げます。





